

建設現場における環境の改善（熱中症対策等）について

1 目 的

令和7年6月の労働安全衛生規則の改正により、事業者に対し職場における熱中症予防対策の強化が義務付けられたことを受け、国から建設現場における対策の強化について、発注者として適切に取り組むよう要請が発出されている。

本市においては、これまで県の「土木工事における現場環境改善実施要領」及び「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に準拠し、現場環境改善（熱中症対策等）に向けた対策を図ってきたところであるが、今後は、さらなる推進を目指して本市独自の要綱を策定して取り組んでいく。

2 概 要

（1）対象工事

A：「甲府市土木工事における現場環境改善実施要綱」

甲府市及び甲府市上下水道局が発注する全ての屋外土木工事

B：「甲府市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要綱」

甲府市及び甲府市上下水道局が発注する主たる工種が屋外作業である工事

（2）告知方法

A：特記仕様書に明示するとともに、HPで要綱を公表する。

B：同上

（3）評価方法

A：本要綱に基づき費用を計上した対策については、工事成績評価の審査項目における“創意工夫”及び“社会性等”の対象とせず加点しない。

B：評価対象外である。

（4）積算方法

A：熱中症対策等の妥当性を確認する中で、現場環境改善費を積み上げ計上し、設計変更により対応する。

B：工事対象期間中の真夏日の状況に応じて、現場管理費を補正し、変更設計により対応する。

（5）総合評価落札方式に関する事項

A：特に加算項目は設けない。

B：同上

（6）実施時期

令和8年6月8日より

以 上
指導検査課扱い